

九州大学男女共同参画推進委員会規程

令和3年度九大規程14号
制定：令和3年4月30日
最終改正：令和5年5月30日
(令和5年度九大規程第7号)

(趣旨)

第1条 この規程は、九州大学教育研究評議会規則(平成16年度九大規則第6号)第7条第2項の規定に基づき、男女共同参画推進委員会の組織、議事の手続きその他必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 男女共同参画推進委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 男女共同参画推進のための具体的方策の計画及び実施に係る支援に関すること。
- (2) 男女共同参画状況の調査及び分析に関すること。
- (3) 男女共同参画に係る情報発信等に関すること。
- (4) 男女共同参画に係る相談体制に関すること。
- (5) その他男女共同参画の推進に係る支援に関すること。

(組織)

第3条 男女共同参画推進委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 理事、副学長及び副理事のうちから総長が指名する者
 - (2) 比較社会文化研究院、法学研究院、数理学研究院、歯学研究院、薬学研究院、芸術工学研究院、生体防御医学研究所、応用力学研究所及び情報基盤研究開発センターの教授及び准教授のうちから選ばれた者 4人
 - (3) 人文科学研究院、人間環境学研究院、言語文化研究院、理学研究院、芸術工学研究院、農学研究院、基幹教育院、先端物質化学研究所及び留学生センターの教授及び准教授のうちから選ばれた者 4人
 - (4) 人間環境学研究院、経済学研究院、医学研究院、工学研究院、システム情報科学研究院、総合理工学研究院、マス・フォアインダストリ研究所及び病院の教授及び准教授のうちから選ばれた者 4人
 - (5) 男女共同参画推進室の教員
 - (6) その他男女共同参画推進委員会が必要と認めた者 若干人
- 2 前項第2号から第4号まで及び第6号の委員の任期は、2年の範囲内で、それぞれ総長が定める期間とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前項の委員は、再任されることができる。
- 4 委員は総長が任命する。

(委員長)

第4条 男女共同参画推進委員会に委員長を置き、総長が指名する理事をもって充てる。

- 2 委員長は、男女共同参画推進委員会を主宰する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

(議事)

第5条 男女共同参画推進委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

- 2 男女共同参画推進委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 男女共同参画推進委員会が必要であると認めた場合は、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

(総長の出席)

第7条 総長は、男女共同参画推進委員会に随時出席し、意見を述べることができる。

(事務)

第8条 男女共同参画推進委員会に関する事務は、事務局各課等の協力を得て、人事部人事企画課において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、男女共同参画推進委員会の運営等に関し必要な事項は、男女共同参画推進委員会の議を経て、別に定める。

附 則

この規程は、令和3年5月1日から施行する。

附 則 (令和3年度九大規程第148号)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年度九大規程第7号)

この規程は、令和5年5月30日から施行し、令和5年4月1日から適用する。